

「滋賀の医療福祉を守り育てる」普及啓発事業（メディアミックス） 公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務の名称

「滋賀の医療福祉を守り育てる」普及啓発事業（メディアミックス）業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3. 業務の仕様

別添『「滋賀の医療福祉を守り育てる」普及啓発事業（メディアミックス）業務委託仕様書』（以下「業務仕様書」という。）のとおりとする。

4. 予定価格

本業務委託にかかる経費の予算額（予定価格）は、金4,700,000円（消費税および地方消費税含む）とする。

5. 選定方法

公募型プロポーザル方式

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の種目が登録されている者であり、滋賀県内に本店を有する事業者

大分類は「役務」、中分類は「広告」、小分類は「広告代理」

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委譲された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

- (3) 業務の遂行にあたって、県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡の取れる担当者を1名以上配置し、その担当者が責任を持って連絡調整等を行うこと。
- (4) 個人情報の取扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (5) 下記7のプロポーザル参加申込みをした者。

6. 実施要領等の交付

医療福祉の地域創造会議ホームページ (URL : <http://mitori.siga.jp/>) 上にファイルデータを掲載する。

7. プロポーザル参加申込み

- (1) 申込期限：令和5年5月16日（火） 16時まで
- (2) 申込み先：医療福祉の地域創造会議 事務局
メールアドレス info@chiikisouzoukaigi-shiga.jp
- (3) 申込方法：上記事務局まで、下記の内容を記載の上、メールで送付
 - ア メールタイトル：「滋賀の医療福祉を守り育てる」普及啓発事業プロポーザルの参加
 - イ 記載内容：会社・法人名、所在地住所、代表者名、担当者名、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）

8. 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(3)の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、提出する。なお、1者につき1提案とする。

(1) 概算見積書

以下に留意のうえ作成のこと。

- ア 取材経費（インタビュー相手方等への謝礼含む）や放送、啓発にかかる経費など、業務委託の着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。
- イ 消費税および地方消費税を含むこと。（税額を記載すること。）
- ウ 概算見積書には、法人にあっては会社・法人名、所在地住所、代表者名、会社・法人印、代表者印があること。

(2) 企画提案書

ア 企画提案書には、以下の内容を記載すること。

- ・キャンペーンまたは事業のタイトル案（複数提示すること）
- ・企画内容の骨子
- ・企画の具体的な内容（目的、取材方法、広報媒体の組合せと広報内容、各広報媒体での広報回数、成果物の二次的活用方法やパブリシティの活用等）
- ・在宅医療啓発配布媒体の企画内容、体裁、作成数、発送先等
- ・達成目標（参加者人数、電波媒体のカバー率や視聴率、啓発配布媒体の配布数と活用数、ホームページのアクセス数等）など提案内容の効果がわかるもの

- ・提案内容のアピールポイント（新たな提案や独自性があるとする部分等）
- ・実施スケジュール、執行体制

イ 形式は、A4サイズ、カラー、8頁以内とする。（表紙除く）

ウ 提出部数は、7部（正本1部、写し6部）とする。

エ 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
なお、企画提案書には、提案者が特定できるような会社名・法人名、マーク等をつけないこと。

(3) その他の添付書類

ア 業務実績（平成23年度以降で類似の業務実績があれば、概要がわかるもの。）

9. 企画提案書等に関する質問および回答

次のとおり質問を受け、回答する。

(1) 質問受付期限

令和5年5月16日（火） 16時まで

(2) 質問方法

Eメールにて受け付ける。

医療福祉の地域創造会議 事務局

メールアドレス：info@chiikisouzoukaigi-shiga.jp

(3) 回答方法

受付期限後にプロポーザル参加申込みのあった会社・法人の担当者にメールで回答する。

10. 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和5年5月22日（月） 16時必着

(2) 提出方法

持参または郵送

(3) 提出先

医療福祉の地域創造会議 事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県医療福祉推進課内

TEL 077-528-3529

11. 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

企画提案書と合わせて、提案者によるプレゼンテーションの審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者として選定する。

なお、プレゼンテーションは下記の日時を予定しているが、開催通知に記載した日時、内容を確認すること。

プレゼンテーション審査会開催予定

日時：令和5年5月25日（木） 10時～（予定）

場所：滋賀県庁北新館5階 5-E会議室

(2) 評価項目および評価点

提出された書類をもとに、次の項目により総合的に審査する。

評価項目	評価内容	評価点
①事業企画内容	・事業名やキャッチコピーは親しみやすく話題性やアピール性はあるか。	10点
	・対象者を的確に把握し、広報媒体の組み合わせと情報発信内容、回数は効果的なものとなっているか。	10点
	・取材方法は適切なものとなっているか。	10点
	・事業に内容をよく理解し、伝えたい内容が的確に視聴者に届く提案になっているか。	10点
	・斬新なアイデア、新たな提案など、新規性があるか。	10点
②事業の確実性	・実施体制およびスケジュールは確実に事業ができるものとなっているか。	10点
③事業の効率性	・事業の内容が成果物や広報資材として活用され、二次的宣伝効果のあるものとなっているか。	10点
	・類似の事業実績があり、当該事業で、培った専門性やノウハウの発揮が期待できる体制か。	
④展開力 (他との協働)	・NPOや大学の研究室など他の団体・機関との協働により、広報効果の更なる展開が期待できるか。	20点
⑤経済性	・予算額（税込み）内で見積価格は適正か。	10点
	・仕様書で定める内容が含まれているか。	
計		100点

(3) 審査結果

審査結果および企画提案の採否については、企画提案書の提出があった参加者に文書で通知する。

12. 契約の相手方の決定

審査会で最も評価が高かった提案者は、契約予定者として委託業務の詳細について事務局と協議を行った後、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約

の相手方として決定する。

なお、最初の協議は、令和5年5月31日（水）に実施する予定である。

協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

審査会の協議結果を受け、契約予定者の提案内容について修正の協議を行う場合があるので予め留意すること。

13. 失格

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 企画提案書等の記載内容に、実現できない事項があることが判明した場合。
- (4) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

14. その他

- (1) 公募型プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査会以外に利用することはない。
- (3) 採用した場合でも、実施過程において協議のうえその内容を変更することがある。

15. 問い合わせ先

医療福祉の地域創造会議 事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県医療福祉推進課内

TEL 077-528-3529

メールアドレス：info@chiikisouzoukaigi-shiga.jp